

投資顧問契約書

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 4 の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

商号 トリオアセットマネジメント株式会社

住所 東京都千代田区神田駿河台二丁目 1 番 3 4 号

プラザ御茶ノ水ビル 309

当社は、投資助言業を行う金融取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第 2829 号

－契約にあたってのご注意－

1. 禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

○ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

○ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

○ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

○ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

2. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

3. クーリング・オフの適用

(1) この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりです。

① お客様は、本契約書を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の払戻しは、次のとおりとなります。

・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この際、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てます。お支払いいただいた費用から、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

①クーリング・オフ期間経過後は、契約の途中解約はできません。

契約を終了するには、契約満了日を含む月の20日までに、所定の書面にてお申出下さい。また、会費の精算は行いません。

様（以下「甲」という。）とトリオアセットマネジメント株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約を締結した。

（投資顧問契約の締結）

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

（助言の内容及び方法）

第2条 乙は、国内の有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。

■ストックジャーナル購読

期 間	報酬額（税込）	サービス内容
1 ヲ月	10,800 円	1. 推奨銘柄配信（月 2 回 P D F レポート形式で配信） 2. 相場情報と指標（一日 2 回） メール形式
6 ヲ月	59,400 円	
12 ヲ月	108,000 円	

契約期間：サービス開始日翌月平成30年 月 日より 間。
甲が乙へ支払う報酬の額は金 （内消費税 円）とする。

3 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。

分析等の業務を行う者 奥村 尚

助言の業務を行う者 奥村 尚

乙への連絡方法

電話番号 050-5539-1080

Eメールアドレス info@trio-am.co.jp

（秘密の保持）

第3条 乙は、この契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

（報酬の額及び支払いの時期）

第4条 本投資顧問契約により甲が支払う報酬の額は第2条に定める額とする。

2 支払いは、申込日より3営業日以内に以下の銀行口座へ振込又はクレジットカード支払いにより行うこととし、振込手数料は甲の負担とする。

銀行名：楽天銀行 第二営業支店

種 類：普通預金

口座番号：7321908

口座名義：トリオアセットマネジメント株式会社

（トリオアセットマネジメントカブシキガイシャ）

3 支払いの時期は、以下の通りとする。

契約日より3営業日以内に銀行口座へ振込、又はクレジットカードによる支払とし、7日以内に入金及びクレジットカードによる支払いの確認が取れない場合は、本契約は無効とする。

(運用の責任等)

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

(免責事項)

第6条 乙は、サービスの提供が迅速かつ正確に行われるようにするが、その正確性、信頼性、遅延、中断等について、その原因を問わず、いかなる責任も負わない。甲は、乙の情報源に対し、当該情報の正確性、信頼性、遅延、中断等について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も問わない。

2. 甲は、サービスの利用に関連して第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、乙及び乙の情報源に対しなんら迷惑もかけない。

3. 乙は、以下の事象から生ずる損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の喪失またはその金銭的損害を含むがこれらに限定されない）について、一切責任を負わない。

(1) 甲による操作とは異なるクライアントの操作から引き起こされる障害によるもの。

(2) 乙のソフトの使用結果または使用不能の結果生ずるもの。

(3) 乙のソフトのバグ、エラー、脱落、欠陥から生ずるもの。

(4) 上記(3)から二次的に引き起こされる障害によるもの。

(5) 甲のシステムが原因によるもの

4. 乙は、情報提供に必要な作業（保守等を含むがこれに限らない。）を行うが、当該作業前に甲のシステムに設定されていた環境の破壊、蓄積情報の喪失、又はその他甲のシステムの障害が発生した場合でも乙は責任を負わない。

(契約期間)

第7条 本投資顧問契約に基づく契約期間は、次のとおりとする。

契約期間：平成30年 月 日～平成 年 月 日（ 間）

なお契約満了7日前までにお申し出頂かない場合は自動継続となります。

(契約書の事項の変更)

第8条 本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第9条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本投資顧問契約締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙著名又は記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

(甲)

(乙) 東京都千代田区神田駿河台二丁目1番34号
プラザ御茶ノ水ビル309
トリオアセットマネジメント株式会社
代表取締役 奥村 尚